

うるま市技能労務職等の給与等の

見直しに向けた取組み方針

1 現状

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業員に比べて高額なのではとの国民等からの厳しい批判がなされているという現状があり、また、「経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）」においても「公務員について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させること」とされたところです。

市職員の給与等の公表においても、民間の類似職種との比較やラスパイレス指数比較などについて市民に対して周知することとされております。

資料（すべて平成19年4月1日現在のデータである。なお、各表において対象人数が3人以下の区分については、平均年齢及び平均給与を「*」印により非表示としてある。）

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢

職 種	人 数	平 均 年 齢	平 均 給 与	備 考
調理員	33人	46.8歳	335,804円	
うち学校給食員	26人	46.3歳	339,793円	
うち保育所調理員	7人	48.5歳	320,986円	
用務員	4人	55.2歳	396,995円	
運転手	1人	*	*	
計 ・ 平 均	38人	48.0歳	344,524円	

平均給与とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務等の手当額の合計で、期末勤勉手当は含まない。

(2) 民間従業員の職種ごとの人数・平均給与・平均年齢（全国）

職 種	人 数	平 均 年 齢	平 均 給 与	備 考
調理員	191,090人	41.5歳	256,800円	
用務員	17,260人	53.7歳	228,900円	
自動車運転手	19,230人	52.5歳	286,200円	

(3) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与等

	調 理 員		用 務 員		運 転 手		平 均 ・ 計	
	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人
～ 37歳	266,640	5	-		-		266,640	5
38～ 43歳	297,043	7	-		-		297,043	7
44～ 49歳	320,500	9	-		-		320,500	9
50～ 55歳	385,750	4	*	3	-		388,197	7
56歳以上	405,190	8	*	1	*	1	407,752	10
全 体	335,804	33	396,995	4	*	1	344,524	38

(4) その他技能労務職の給与に関する事項

給料表

現業職給料表（国公の行政職給料表（二）に同じ）の5級制を採用しています。

職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・期末及び勤勉手当・特殊勤務手当を、それぞれ該当者に支給しています。

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同
扶養手当	配偶者 13,000円 その他 6,500円 配偶者がいない場合1人目11,000円 16～22歳の子1人につき5,000円加算	同
住居手当	借家（限度額） 27,000円 持家（取得から5年） 2,500円	同
通勤手当	通勤距離が1 km以上でバス・自家用車等を利用している職員に支給 ・バス 運賃額55,000円まで実費支給 ・自家用車等 距離に応じて2,000円～24,500円支給	異 通勤距離 2 km以上が対象
特殊勤務手当	ボイラー取扱手当 月額2,000円	手当なし

昇給基準

昇給基準については、次表のとおりです。また、昇給時期を毎年1月と定め、それぞれの勤務実績等に応じて昇給を実施しております。

勲奨退職時において、級の最高号給内で4号給あるいは8号給の特別昇給制度を設けています。

昇給基準	A	B	C	D	E
昇給区分	極めて 良 好	特に良好	良 好	やや良好 でない	良 好 でない
特定職員	8以上	6	3	2	0
〃 (55歳以上)	4以上	3	2	1	0
	特に良好		良好	良好でない	
一般職員	6以上		4	3以下	
〃 (55歳以上)	3以上		2	1	

2 基本的な考え方

地方分権一括法の施行により、各地方公共団体では、自らの判断と責任のもと、自主的・主体的な行財政運営が求められてきております。また、現在の厳しい行財政環境の下、高度化・多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、最小の経費で最大の効果を発揮するという地方自治運営の基本原則に則り、財政の健全化を推進するとともに、組織体制や事務事業の見直しを図りながら、職員の適正管理・配置に努めていかなければなりません。

こういった状況の中、当市においては、平成17年4月の4市町合併に併せて現業職給料表の統一化を図り、更に平成18年の給与構造改革において、国家公務員の行政職給料表（二）と同一の改正を実施したところであります。また、「うるま市行政改革大綱」等により、技能労務職の退職者不補充の方針を打ち出すなど、給与・定員管理の両面での適正化を図る方向で検討中であります。

今後は、事務事業全般にわたり、民間委託の推進等も踏まえた総点検を実施し、市民へのサービスの質を維持する中でのあらゆる可能性について検証していく必要があります。

3 具体的な取組内容

当市の現業職給料は、国に準じた制度・基準を適用してはいるものの、民間との賃金比較でみると、高い水準にあるとおもわれます。今後は、現在の給与体系等を含めた全体的な点検・検証を実施し、その原因の分析に努めてまいります。

昇給・昇格については、平成22年度までに人事評価制度の導入を図り、適切な運用に努めてまいります。

(1) 給料表について

当市では、平成18年4月からの給与構造改革に伴い、現在の現業職給料表を適用しており、今後も踏襲してまいります。

(2) 手当について

特殊勤務手当に関しては、現在1種類の支給となっており、現状の分析や支給実績等から、現行を踏襲してまいります。

その他の手当については、国・県の動向や近隣市町村の推移を見極めながら、更には人事院勧告等を注視しながら精査を行い、見直し等を含めて検討してまいります。

(3) 昇給・昇格のあり方

当市では、平成18年4月からの給与構造改革に伴い、現在の現業職給料表（国公に同じ）を適用しており、今後も踏襲してまいります。また、現在適用している昇格基準については、他の団体等の動向を視野に検討してまいります。

昇格については、平成22年度までに人事評価制度の導入を図り、その評価基準に応じた昇格制度の確立と運用を図ってまいります。

勸奨退職時の特別昇給については、平成20年3月末をもって廃止いたします。

4 その他

公務員給与及び定員管理の適正化が叫ばれて久しい中、現下の厳しい財政状況を考慮すると、給与の見直しと職員の減員は避けて通れないものと思われます。特に技能労務職員については、平成19年4月現在で、38人しかおらず、平均年齢も48歳と高齢化しており、業務の民間委託や事務・事業の見直しは必至の状況にあります。

そこで、今後は年度ごとの技能労務職員の定年退職状況を注視しながら、次のような見直し等の取り組みを検討してまいります。

(1) 民間委託の推進

現在、技能労務職員については退職不補充ということで、新規採用をせずに賄うという方針を打ち出しておりますので、現在の平均年齢が48歳であることに鑑みますと、今後5年間で、14人(全体の36.8%)の技能労務職員が定年退職を迎えることとなり、業務の民間委託や事務事業の見直しは避けて通ることはできません。

そこで、全庁的に技能労務職の現場を精査し、年度ごとの退職者数を注視しながら、できるところから民間に委託するということを含めて検討していきます。

(2) 事務・事業の見直し

現在、技能労務職を配置している課所のうち、比較的少数の人員で対応している課所については、事務・事業の見直しの中で、臨時職員の配置等を含めての検討を行ってまいります。

また、技能労務職員を多数抱える施設等については、委託化や民営化の可能性について検証していきます。

この取組方針は、平成19年7月6日付け総行給第61号・総財公第97号において、総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官(公営企業担当)から通知のありました「技能労務職等の給与等の総合的な点検の実施について」に基づき策定したものであり、市民の理解と納得が得られるよう公表します。

平成20年3月

うるま市総務部職員課